

〔論 文〕

移住外国人女性における生活構造の脆弱性に関する研究

—子育ての担い手としての立場に焦点をあてて—

南野 奈津子

Study of Life Structure and Vulnerability of Migrant Women Focusing on Their Childrearing Roles

Natsuko MINAMINO

This paper discusses the vulnerability of migrant women based on literature and statistics of international and domestic organizations. Migrant women are vulnerable to gender discrimination and violence. With the feminization of migration in globalized societies, this discrimination and violence has increased and become more salient.

Migrant women who live in Japan experience vulnerability caused by barriers of culture and language, gender discrimination and violence, poverty facing single-mother households, and by lack of support for childrearing families. In providing support for migrant women, it is not entirely accurate to attribute problems solely to the idea that the vulnerability among migrant women is caused by their not being Japanese.

In Japan, Migrant women's vulnerability consists of various factors such as poor working environment, the cultural and linguistic barriers many migrants face, lack of support for families with children, and poverty in general. Therefore, in order for effective support to be provided for migrant women, public social services to deal with issues of childcare, poverty, and gender related problems should be developed. Services designed specifically to help migrant women and other non-Japanese residents should be developed as well.

Key words: *migrant women* (移住外国人女性), *vulnerability* (脆弱性), *childcare* (子育て), *gender-related problems* (ジェンダー関連問題), *poor working environment* (不利な労働環境), *cultural and language barrier* (文化・言語の壁), *public social services* (行政サービス)

緒 言

グローバル化の進展により、人が世界を移動して仕事に就き、家族と共に定住し、様々な文化背景をもつものが共に地域で暮らす動きが世界各地で起きている。移住した人々が移住先国で社会的な統合を経て、ウェル・ビーイングが保障された生活を送ることが望ましいが、実際には外国人、移民、あるいは難民といった移住者が偏見や差別、軋轢を

経験したりするほか、地域から排除されたり、社会サービスの対象外となったりした結果、貧困や孤立が深刻化する事態も少なからず起きている。移住者の受入国がどのような形で移住者の生活及び人権を保障していくかは、政策課題であるばかりではなく、福祉政策、そしてソーシャルワーク実践においても重要課題である。

法務省(2016a)の報道発表資料によれば、平成27年末における在留外国人数は、223万2,189人で、

前年末に比べ 11 万 358 人 (5.2%) 増加しており、日本の人口の約 1.6% を占める。彼らのなかにも、来日後仕事に就き、結婚して子どもを育てる過程において、あるいは歳を重ねるなかで様々な福祉的課題を抱えるものが含まれる (南野 2015)。例えば、困窮やドメスティックバイオレンス被害などを経験する女性の利用者が多くを占める母子生活支援施設の入所者においては、外国人母子世帯は約 10% を占める (厚生労働省 2013)。日本人と結婚した外国人女性 (以下移住外国人女性) は家族や子育て・子育てに関わる深刻な困難を抱えやすいことが指摘されている (南野 2016)。

近年日本において社会問題となっている子どもの貧困や児童虐待問題の背景には、母子世帯の貧困率の高さが関係している。母子世帯の貧困は、男女の賃金格差といった社会のジェンダー不利、そして就労と子育ての両立を可能ならしめる環境の不備など、日本社会の構造や地域社会が抱える課題も要因となっている。つまり、ある福祉的課題に対して脆弱性が高い特定の集団をみるとき、その脆弱性の要因を、様々な社会的構造も併せて考察することが、その問題の因果関係を理解し改善に着手するために不可欠であり、その重要性は本研究でとりあげる移住外国人女性の問題に対しても同様である。

本研究では、国際機関及び国内の統計や文献に基づき移住外国人女性をめぐる構造を整理するとともに、移住外国人女性の福祉課題に対する脆弱性を形成する構造を論考する。方法として、国際社会において移住外国人女性がおかれている状況及び影響要因を整理する。そして、日本における移住外国人女性がおかれる状況、特に女性であることにより直面しやすい福祉的課題を確認することで、日本の移住外国人女性の脆弱性はどのような点で特有の脆弱さを備えることになるのか、ジェンダーの視点も含め論じる。なお、本研究では「移住外国人女性」を「現在外国籍である女性、及び日本以外の国で生まれ、文化的、社会的ルーツが日本以外にある女性で、現在日本に暮らす女性」とする。福祉的課題については、日常生活の営みを困難にする生活課題であり、対象者の特性との関連から、特に貧困、暴力、養育

問題などを主たる課題として扱う。「移民」「移住者」は、本研究では国連の報告書での定義を参考に「通常の居住地以外の国に移動し、当該国に居住する人」を意味するものとしている。

I. 国際社会における移住外国人の諸状況

1. 世界における移住の活発化

最初に、国際社会の移住者をめぐる状況を整理する。国連の調査報告 (United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division 2015a) によれば、2015 年に約 2 億 4,400 万人が国境を越えて移動しており、2000 年の 1 億 7,300 人に対し、約 1.4 倍の増加となっている。このうち、43% にあたる約 1 億 400 万人はアジア出身者である。移住労働は、いわゆる「南 (アジア・アフリカ諸国を中心とする発展途上国など経済的に豊かではない国) から北 (先進国を中心とする経済的に豊かな国) へ移動する」という形をとることが多い。生活水準の向上を求め、あるいは母国家族の生活を支えるために移住労働者となって国境を越えるものに加え、近年は世界各地における政情不安や紛争からの避難による難民の急増が加わった。さらには、少子高齢化による人口構造や労働者構造の変化のなかで、家事労働を中心とする再生産労働の担い手の需要・供給ニーズの増加に伴う移住も増加するなど、様々な理由で人が移動し、新たな社会構成員となっている。

様々な事情で人が移動する情勢は同時に、移住先国で移住家族が様々な福祉的課題を経験する状況を生んでいる。米国・移民研究センターでの調査 (Camarota 2015) は、合法・違法含む移民の約 50% が福祉制度を利用している経験を持ち、自国民 (30%) に比較しても高いことを示している。Stewart ら (2012) は、移民、難民女性が母子保健での予防接種の未受診や教育の欠如などの問題を抱えていることを指摘している。また、欧州諸国の移民の子どもに関する縦断的研究 (Molcho ら 2010) では、移民の子どもは出身国にかかわらず家庭の経済状況においてはより不利な状態にあり、社会サービスへのアクセスの保障が課題であると指摘するなど、自国民に対する支援、制度のみでは充足できな

い課題が潜んでいることが見出されている。

Segal ら (2005) は、移住は、移住先国との文化の違いに直面することを余儀なくするものであり、母国で積み重ねてきた伝統的な家族の役割や責任のあり様が試される機会になると指摘している。母国での教育歴が、移住先国において求められる水準よりも低く、移住先国で活用できる職業技術をもたないといった事情が、就労や社会参加において不利となりやすい。子どもの場合、新しい環境に慣れなければならないというプレッシャー、移住先国で友人と同じ立場にありたいという気持ち、そして親の母国文化保持への期待の狭間に立つことで葛藤を抱える。また、家族の所得補助のための就労により、進学困難になるといったこともある (国際移住機関 (IOM) 2008)。このように、移住の経験が大人、子どもそれぞれに対し特有の葛藤や適応上の困難をもたらす。そして、社会、そして家族内で役割期待の変化は、移住者にとっては新たな負荷となる側面をもつ。

2. 移民の女性化とジェンダーの不利

近年の移住労働者の特徴のひとつに“移民の女性化=Feminization of migration”が挙げられる。世界全体において移民に占める女性の比率は、約半数を占めている (United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division 2015a)。日本も、女性の比率が移住者の 55% を超える、数少ない国のひとつとなっている。

女性の移住者は、1990 年の時点でも全体の 49%、そして 2015 年には 48.2% であり、女性の移住者が近年になって急激に増加したわけではない。“Feminization of migration”が意味するのは、移民に占める女性の割合の急激な上昇ではなく、「個人として労働を目的とした移住を選択する女性の増加」である (United Nations 2007)。女性が移民労働者として移住するようになった背景には、送り出し国や受入国における様々な事情が関係している。送り出し国の経済情勢の変化による男性の失業率の増加、男女のロールモデル像の変化、高齢化などの構造の変化も含む受入国の労働市場の変化など、多様な要因が絡み合いながら生じている (Hofmann

ら 2013)。そのなかで、以前は男性中心であった労働市場において、女性が子どもや夫を自国に残して移住労働者として参加する状況がみられる。

移住労働女性が、仕送りの担い手としての役割を担うようになったことに加え、女性が移住プロセスにおいてジェンダーの影響を受け、かつ移住先国でも伝統的に女性が担ってきた再生産労働の職に就く傾向も「移住の女性化」が意味するところである (United Nations 2007)。移住労働女性は、移住先国で「女性化された労働である家事労働、エンターテイナー、介護労働や工場のライン労働者として非熟練の低賃金労働市場を中心に雇用されていく」(小川ら 2010 p.18) ことになる。Le Goff (2016) は、近年の移住労働女性について、“The “double disadvantage” of being an immigrant and female could negatively affect job quality and earnings in the host country. (移民であることと、女性であることの二重の不利が、受入国における仕事の質と賃金においてネガティブな影響を与えているのではないか)” (筆者訳) と指摘するとともに、再生産労働の職に就き、より賃金が安く、有期契約での仕事に就いているものの多くは女性であると指摘する。彼女らは、就労能力以前の問題として、属性的に不利な状況のなかで異国での社会生活を営むことを余儀なくされる。

彼女らの多くが就く職業であるメイドやベビーシッター、飲食業やダンサーは、不安定でより低賃金となる傾向が強い。国連・女性差別撤廃委員会は、2008 年に提示した「女性移住労働者に関する一般勧告第 26 号」で、移住女性が受入国の社会保障制度の恩恵の外におかれやすいことを指摘している。就業先の誤った情報を与えられた状態で就業がスタートしていたり、社会保障制度の外におかれたりする背景には、女性が男性より低学歴の傾向があり、法的知識を得る機会に乏しい環境におかれるゆえであるとされる。こうした課題は、主にアジアやアフリカの国々で起きているが、その根底には、社会がもつ女性への性差別、機会や賃金の格差が存在する (Yinger 2006)。

一部の女性は、ほかの労働分野と同等の福利厚生

制度が整備され、権利を保障された職業に就くわけではない。こうした女性は何らかの差別や排除といった困難を就労、そしてそれ以外の領域で男性以上に経験する環境に身をおきやすい (Lee ら 2013; Rubin ら 2008)。国連の女性差別撤廃委員会は、2008年に提示した「女性移住労働者に関する一般勧告第26号」で、

移住は、女性に新たな機会を提示し、より広い参加を通して経済的エンパワメントの手段となりうるものである一方、女性たちの人権と安全を危険にさらすものでもある。(中略) 男女とも移住はするが、移住はジェンダーに中立な事象ではない。女性移住者の立場は、法的移住手段、移住先での産業セクター、被る虐待の形態とその影響などに関して、男性移住者のそれとは異なる。

と表明しており (近江 訳 2010)、女性に固有の多層的なハンディが存在することを示している。

また、移住外国人女性は暴力被害に遭う状況になりやすいことを指摘する研究も少なくない。移住外国人女性は「Trafficking」、人身売買の被害に遭いやすく、「女性」という属性が商品として売買の対象になるといった人権侵害も含め、男性以上に様々な形での犯罪の被害に遭いやすい状況にあるなど、ジェンダーに基づく脆弱性が指摘されている (Lee ら 2013)。女性の暴力への脆弱性は、社会レベル、そして家族レベル両方に存在する。Raj ら (2003) は、アメリカにおける分析を基に、南アジア出身の女性が家族内の暴力を受けるリスクが高く、その背景には母国、そして移住先国それぞれとのつながりの薄さや移住先国での支援へのアクセスの欠如を要因として指摘している。Carballo ら (1996) は、女性の場合、家族内の役割期待との関連が強いこと、そして母国での教育の欠如などにより新しい社会での適応に困難を来すことに加え、性暴力に対するリスクに関連して PTSD などの心理的トラウマ、HIV や感染症の罹患のような心身の健康へのリスクにもつながることを指摘する。国連の女性差別撤廃委員会は前述の指摘に加えて、

女性の移住は、ジェンダー不平等、伝統的な女性役割、ジェンダー化された労働市場、ジェンダーに基づく暴力の普遍的な広まり、世界的な貧困の女性化と労働力移動の視点から研究されなくてはならない。

とも指摘している (近江 訳 2010)。これらが示すように、女性は社会的にはジェンダー不利やハラスメントに遭いやすい立場であり、そのなかでさらに新しい社会での役割、子どもがいる場合は養育者としての新たな役割が加わり、葛藤を経験することになるのである。

3. 日本における外国人をめぐる状況

日本における在留外国人数は増加の一途を辿っている (図1)。近年は人口約1.6%超を推移しており、「日本人の配偶者」「定住者」「永住者」など、定住につながる在留資格を有する外国人も、増加傾向にある。

在留外国人総数をみると、約8割をアジア諸国の出身者が占め、最も多い中国・韓国・フィリピンの3か国で約61%を占める (表1)。定住につながる外国人の動向を概観する指標として「日本人の配偶者」「定住者」「永住者」の在留資格を有する外国人の動向も確認すると、上記の資格を有する外国人は、在留外国人全体の約45%を占める。

本研究の主たる対象者、つまり日本人と結婚した女性が多く含まれる「日本人の配偶者等」の在留資格をもつ在留外国人数は14万0,349人で、在留外国人全体の6.3%となっている。平成22年末から26年末までは「日本人の配偶者等」は、「定住者」の在留資格による在留外国人数とともに減少している一方、「永住者」は、平成22年末から26年末まで一貫して増加しており、定住外国人の増加傾向がみられる (法務省 2016b)。

日本は、1981年に「難民の地位に関する条約」を批准した。条約の批准に伴い、適法滞在の外国人に対する国籍条項を撤廃した。それにより、社会保障関連の法律は日本国民以外の住民に対しても、制度を適用できるよう改正された。その後、フィリピン人女性を「興行」の在留資格で多く受け入れ、そ

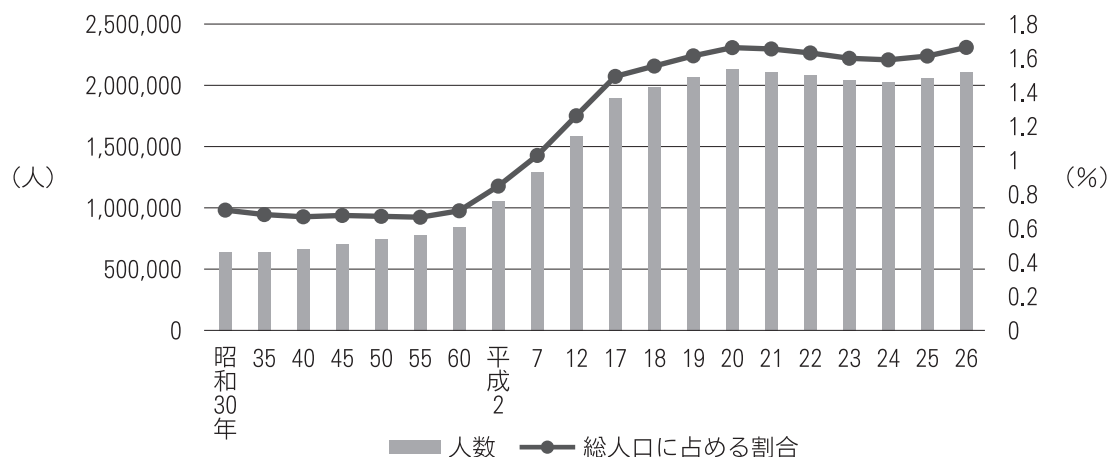


図1. 在留外国人数の推移と日本の総人口に占める割合の推移

出典: 法務省 (2016b) 『平成 27 年度版 出入国管理』より筆者作成

表 1. 日本における外国人の出身地域・在留資格別人数

国籍・地域	総数 (人)	永住者 (人)	定住者 (人)	日本人の配偶者等 (人)	総数に占める日本人配偶者 (%)	永住者・日本人の配偶者等・定住者の総数 (人)	永住者・日本人の配偶者等・定住者 (%)
総数	2,232,189	700,500	161,532	140,349	6.3	1,002,381	44.9
中国	665,847	225,605	26,626	34,010	5.1	286,241	43.0
台湾	48,723	20,245	1,640	4,102	8.4	25,987	53.3
韓国	457,772	66,326	7,413	14,334	3.1	88,073	19.2
フィリピン	229,595	120,390	45,680	27,701	12.1	193,771	84.4
タイ	45,379	18,831	3,800	7,206	15.9	29,837	65.8
フランス	10,672	2,133	81	1,599	15.0	3,813	35.7
ロシア	8,092	3,453	452	1,120	13.8	5,025	62.1
英国	15,826	5,201	201	2,514	15.9	7,916	50.0
カナダ	9,538	3,126	144	1,577	16.5	4,847	50.8
米国	52,271	15,970	1,155	8,856	16.9	25,981	49.7
ブラジル	173,437	109,361	44,827	14,995	8.6	169,183	97.5
ペルー	47,721	33,594	10,492	1,840	3.9	45,926	96.2
オーストラリア	9,843	2,473	88	1,610	16.4	4,171	42.4
無国籍	573	175	136	53	9.2	364	63.5

出典: 法務省 (2016c) 『在留外国人統計 2015年12月末』より筆者作成

して、1990年代には「出入国管理及び難民認定法」の改正を行い、在留資格を再編するとともに、在留資格の種類を増やした。それらは、特に製造業など、当時人材不足の産業分野で日系ブラジル人、日系ペルー人を多く雇用し、結果的に移住と就労を目的とした外国人の増加につながる策をとることになった。日系人労働者が家族を呼び寄せ、結婚が増加し、滞在が長期化する(門ら 2006)につれ、外国人家族において多様な福祉的課題が顕在化した。日本は、難民条約批准後には滞日外国人に対する差別を撤廃するなど、制度面での整備を行ってきた一方で、在留

外国人関連の施策の検討においては日本に来て生活を営む外国人を「移民」という存在としてとらえない姿勢をとってきたこともあり、外国人の生活問題が必ずしも重要な政策課題として扱われてきたとはいえない。

田村 (2012) は、外国人の脆弱性を3点に整理している。それらは、「日本語や習慣の壁」「法制度や社会資源への壁」そして「日本社会からの誤解・偏見という心の壁」である。外国人は、移住先国の使用言語の理解が困難であるゆえに情報が届きにくかったり、生活様式や文化規範の違いによって地域に

おける日本人コミュニティとの共生がスムーズに行われなかったりしやすい。また、公的な社会保障制度の利用において制限を経験することも少なくない。また、受け入れ側に立つ地域においても、移住者が有する生活背景を十分に理解して、利用できる社会福祉制度や社会資源を把握したうえで彼らを支える役割を担う体制が整備されているとはいえない。自治体のなかには外国人人口が10%を超える地域もあり、外国人集住都市会議のような連合体も形成しつつ、外国人との共生社会の構築・発展に対し積極的に取り組む自治体もあるものの、こうした動きは地域差が大きい。

4. 日本における移住外国人女性の脆弱性

1) 外国人としての困難と女性

移住外国人女性が属する家族の状況を検討する際、外国人の生活状況を「(同国,あるいは異国出身の)外国人の家族」、そして「日本人男性と結婚した外国人女性」に分類することができる。彼らが経験する生活構造、そして困難は、外国人同士で結婚した女性、そして日本人と結婚した女性とは様々な点において異なる(表2)。例えば夫・妻共に外国人である場合、家族構成員は同じ文化に根差した生活をおくることができる。あるいは、「二人とも日本社会が異文化である」という共通性をもつ。それゆえに、家族成員間で日本文化と母国文化との摩擦を経験したり、夫婦間で一方がもう一方の文化へ同化を強制されたりすることは、日本人との国際結婚夫婦よりも起こりにくいともいえよう。また、愛知県や群馬県に存在する外国人集住都市のように、人口比が大

きく、同胞コミュニティが発展していることで外国人施策が発展しているところもある。こうした地域では、同胞のネットワークや、日系ブラジル人学校など、自国人を対象とした教育機関をもつところもある。一概にはいえないものの、夫・妻ともに外国人であり、そして彼らが同じ国籍である場合にはこうしたコミュニティやネットワークの恩恵を受けやすいといえる。

一方、移住外国人女性は、日本人の配偶者になることで日本への定住を前提とする立場となる。しかし実際には、地域において日本人と同等の立場として迎えられた生活が待ち受けている訳ではないことも多い。また、日本人の夫と結婚した女性の在留資格は「日本人の配偶者」であり、在留資格更新には日本人の夫の書類手続き上の協力が必要となる。それゆえに「定住者」の在留資格で一応は日本での在留身分が保障される多くの日系人とは異なり、日本人夫との関係が日本での在留を左右する。さらに、彼女らが集住地域を形成することは必ずしもなく、自国の文化に基づいた教育機関や社会資源は非常に限られるなどの制約を受ける。

2) 国際結婚とジェンダー

日本に暮らす移住外国人女性は、国際社会のなかで経験するジェンダーの不利に加え、日本社会ゆえに受けやすいジェンダーの不利にもさらされることがわかっている。

平成27年における国際結婚は、2万976件で、全婚姻の3.3%を占める(厚生労働省2015)。そのうち、妻が外国人の婚姻は1万4,809件で、全体の約71%を占めている。移住外国人女性の国籍は、最

表2. 外国人の家族形態と日本人と結婚した外国人女性の生活課題

夫婦が共に外国人である家族	移住外国人女性と日本人夫の家族
<ul style="list-style-type: none"> ●集住化 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動が活発: 発信力 ・同胞ネットワークの支援の存在: 結束力 →自治体の認識・協働へ ・自国文化に基づく教育機関・保育所設置 ●最低限の公的サービスの保障 (定住者の在留資格) ●家族内の異文化葛藤は無い 	<ul style="list-style-type: none"> ●日本人夫との家族形成 <ul style="list-style-type: none"> ・地域での孤立 ・離婚と貧困 ・夫婦問題とDV ●在留資格上不安定な立場 →日本人夫への依存を余儀なくされる ●自治体による支援: 集住外国人より少ない ●自国文化に基づいた教育機関は未整備

(筆者作成)

も多い順に中国、フィリピン、韓国と続く。一方、国際結婚の離婚率は全離婚の約6%で、婚姻率を大きく上回る。

日本での移住外国人女性が経験する不利の背景には主に農村部での国際結婚のあっせん、そしてフィリピン人女性の「興行」の在留資格での来日と就労、という2つの歴史的事象が影響を与えている。1980年代、過疎化に悩む自治体が国際結婚のあっせんを国際結婚仲介業者と共にに行った(嘉本 2009)。国際結婚の仲介業者は、男性が女性に対して優位に立つことができるような表現を多く用いることも多いため、「よく仕える」「明るい」女性像が男性側に刷り込まれた。また、移住外国人女性の出身国が有する社会経済的な構造は、国際結婚夫婦の関係性にも影響を与えている。賽漢(2009)によれば、中国人の場合、日本人との国際結婚は農村出身者、都市部でのリストラ女性など低所得層が多い傾向にある。一方の日本人男性も、日本人女性との結婚が困難な低所得層、農村部の男性が多い傾向があることが指摘される。あっせん業者による刷り込みに加え、先進国男性と途上国女性との支配関係、中国における農村女性や離婚女性、都市部のリストラ女性への蔑視傾向、日本での同化圧力、農家の嫁の役割強制などが中国人女性を移住先の社会で周縁化させる構造になった。

一方で、1990年の出入国管理及び難民認定法(入管法)の改正による在留資格に基づく活動範囲の拡大に伴い、「興行」の在留資格をもつ外国人女性の来日が増加したことも、国際結婚の増加に寄与した。しかし、その後オーストラリアにおける国際結婚でのフィリピン人女性に対するドメスティック・バイオレンス(DV)が問題となるなど、国際結婚において女性が暴力被害を受けることへの注目が高まった。

特にアジアからの移住外国人女性と日本人男性の国際結婚は、二者間の恋愛感情のみならず、国の経済構造、そして男女間の力の不均衡の影響も受けている。初瀬(2009)は、こうした構造のなかで、家庭生活における日本文化重視の強制、家族扶養の拒否やDVが行われたり、離婚の際には在留資格を

盾にして離婚の自由が制限されたり、ビザの更新を拒否されたりするといった人権侵害が行われていると指摘する。

フィリピンやタイなど東南アジア諸国出身の移住女性にとって、貧困の脱却と家族扶助は母国を出る大きな要因でもある。中国人の場合も、中国の経済発展や就業構造が変化したのちに来日した女性の中には、家族扶養を迫られた女性、そして中国国内での格差において貧困状態にあり、その解決を意図する来日など、経済的要因、男性優位、かつ女性の結婚への適齢期に対する価値から外れたゆえに国際結婚を選択するというジェンダー的要因もある(賽漢 2009)。しかし、ひとたび来日すれば、前述したように「日本人の配偶者等」という在留資格が滞日を法的に支える。在留資格の更新の際には、家族による書類への署名も必須となるため、安定した生活を営むためには、夫の意向や協力を依存せざるを得ない。この法的関係性も女性の立場を弱める構造の一端を形成している。

3) 日本における移住外国人女性への暴力

国連の人種差別撤廃委員会(International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination)は、日本での移住外国人女性への暴力を問題視している。上記委員会による「人種差別撤廃条約第7回・第8回・第9回定期報告」に対し、2014年8月28日に開催された第2320回及び第2321回会合において、最終見解を採択した。そのなかで、

委員会は、外国人、マイノリティ、先住民族の女性に対する持続的な暴力についての情報を懸念する。(中略)外国人女性が「配偶者の身分を有する者としての活動を継続して六月以上行わないで在留している」場合に、当局が、日本人とあるいは永住者の在留資格を持つ外国人と結婚している外国人女性の在留資格を取り消すことができることを、懸念する。これらの規定は、夫からのドメスティック・バイオレンスの被害者である外国人女性が、虐待関係から離れ、支援を求めることを妨げ得るものである(第2条及び第5条)。

との見解を示した（外務省 2016）。そして、「人種差別のジェンダー関連の側面に関する一般的勧告 25（2000 年）及び市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30（2004 年）」に照らし、移民、マイノリティ及び先住民族の女性に対する暴力への実効的な取り組み、そして被害者が救済・保護へのアクセスを確保するための措置をとることを勧告した。勧告には「日本人あるいは永住者の在留資格を持つ日本国籍でない者と結婚した外国人女性が、離婚あるいは離縁によって国外追放されないこと、及び法の適用が、実質的に女性が虐待関係のままであることを余儀なくされるような効果を持たないことを確保するため、在留資格に関する法制を見直すべきである。」との指摘も示されている（外務省 2016）。

平成 26 年度に在留審査手続きや退去強制手続きなどにおいて把握された外国人ドメスティックバイオレンス被害者は 75 人であった（法務省 2015）。また、平成 26 年度における、配偶者暴力相談支援センターでの相談件数は 10 万 2,963 件となっており、毎年増加している。さらに、毎日新聞が全国の婦人相談所や都道府県に対して行った調査（2015 年 12 月 27 日 東京版朝刊掲載）によれば、全国の婦人相談所にて 2010 年度から 2014 年度において少なくとも 46 カ国 1,910 人（年平均約 380 人）の外国人女性を一時保護したことがわかっている。日本人を含む保護者は年 4,300-4,600 人（10-13 年度、厚生労働省調べ）で推移しており、外国人は約 10% 弱と、割合の高さが際立つ。調査では、国籍が判明した 1,333 人の女性のうち、フィリピン人が 697 人、中国 205 人、ブラジル 91 人であった。保護の長期化傾向も指摘されており、その背景には、「住まいや仕事など生活基盤の受け皿確保が難しい（福島県）」「日本語が十分に話せず自立が困難（長野県）」などがある。また、13 道県では「カウンセリングや日本語学習、被害者の法的権利や人身取引に関する国の対策の説明、在留資格変更などに関わる定住支援等について提供できるスタッフがいない」などの回答があり、社会的支援の不足がうかがえる。

ドメスティックバイオレンス被害を経験した女性が避難を経て離婚の手続きなどを終え、心身の健康

を回復しながら自立生活を構築するためには一定以上の時間を必要とする。この段階で経済的・社会的・精神的な支援を得ることができない場合、自立が困難となり、再度加害者のところに戻る女性もいる。支援が届かないことが女性を不安にさせ、被害者のところへ帰らせる要因となるならば、生活基盤が脆い移住外国人女性の場合、なおさら加害者のところへ戻ることを選択させる可能性もある。移住外国人女性に対する支援においては、基本的な DV 被害者に対する支援に加えて、文化的差異の影響も受けながら生じる就労困難であることを理解したうえで、生活再建への支援を提供する事が必要とされる（寺田 2009）。

「移住労働者と連帯する全国ネットワーク」の女性プロジェクトは『移住（外国人）女性 DV 施策に関する自治体調査と提言（2011）』において、外国人 DV 被害者の自立支援は喫緊の課題であるにもかかわらず、現状においては施策としての位置づけがほぼなく、支援がボランティアに任される現状を指摘している。そして、支援体制の欠如を指摘するとともに、「今後、ドメスティックバイオレンスを経験した外国人女性への支援体制の拡充を重要な政策課題として位置づけ、民間団体などと連携の上に、母子家庭への訪問などによる日常生活の様々な側面への支援、母語でのカウンセリング、グループ活動支援、日本語教育支援、子どもの育児・教育支援など、ニーズに応じたきめ細やかな外国人被害者への「自立支援」の取り組みを推進していくことが必要である（p.37）」と提言している。

移住外国人女性のなかには、例えば夫から DV を受けていることや、離婚したことは母国では恥ずかしいこととみなされるゆえに支援を求めない人もおり、言葉の問題により情報から疎外されがちであることなども指摘される（移住労働者と連帯する全国ネットワーク・女性プロジェクト 2011）。普段の生活で経験する生活課題のみならず、何らかの福祉的課題を抱える状況に陥った時の対処においても、文化に根差す価値が支援を求める行為に影響を与え、時には女性を支援機関や制度から遠ざけ、問題の深刻化を招くのである。

4) 子育ての担い手という側面

日本における国際結婚のうち、妻が外国人である夫婦の割合は約7割である。これは、主たる養育者が外国人である可能性が高いことを意味する。

外国人の保護者は、子どもがいなかったときには自国文化の文脈やネットワークで対処できたかもしれない生活課題も、子育てという社会と接点を生む営みを通じて、日本のシステムや文化のなかで対処することを余儀なくされる。日本で子どもを育てる場合には、こうした外国人としてのストレスに加え、出産や子育てに関わるストレスなども経験することになる。

外国人母親は、帝王切開や疼痛緩和、栄養摂取など、分娩にまつわる文化や医療システムの違いを出産期に経験している（高橋ら 2007; 鶴岡 2008）。また、就学前の子育てにおいては、日本でのしつけや行事についての理解に困難を感じ（南野 2013）、言語の違いや教育でも外国人特有の悩みを抱えやすい（武田 2007）ことが指摘される。また、保育所での保育士との関係においては、保育者から子ども扱いを受けたり、早口での対応や話をゆっくり聞いてもらえなかったりしたなど、不当な扱いを受けたと感じる経験がある外国人保護者がいることも示された（堀田 2008）。

教育では、三田村ら（2010）は外国人保護者を対象とした調査により、親は授業システムやいじめに関する不安、そして日本語の習得、母国語や母文化の伝達に困難を抱えていることを指摘している。こうした課題に加えて、適応、言語能力の不足、アイデンティティの確立困難、学力の伸び悩み、母国文化や母語保持の困難など、親にとっての悩みや課題は多岐にわたる（于 2008）。親は外国人だが自分自身は日本で生まれ育っている子どもは、母国文化や母語によって幼少期を過ごしていても、日本の学校に入学後は日本語により、日本文化に基づく教育を受ける。彼らは、母語・日本語それぞれが不十分な発達の状態である「ダブルリミテッド」となり、学校での学習で苦勞する経験をもつことが多い。児島（2008）は、親の労働環境に起因する頻繁な移動も、日系ブラジル人の子どもの学校からの離脱や対人関

係構築の困難を引き起こす要因になるとともに、就学における日本の学校での支援制度の不備、情報の少なさや進路相談での支援不足など、学校側の体制も子どもの就学困難に影響を与えると指摘する。また、鍛冶（2007）は中国人生徒の例で渡日時期、具体的には就学前の来日や中学生時の来日なども、学校への適応や非行行動に影響を与えることを示している。このことから、家族の社会経済的環境と子どもの発達段階も子どもの教育問題、そして親の養育の悩みに影響を及ぼすことがわかる（関口 2007）。

思春期には、日本の学校の同化圧力も一因となり、エスニックコミュニティに吸収されたり、準拠集団を求めて非行グループの一員となったりするケースもある（中谷ら 2006）。外国人非行少年は、貧困率や最終学歴が中学卒の割合が高い傾向にあり、かつ犯行理由が困窮を背景とするものの割合も高い（法務総合研究所 2013）。さらに、子どもが学校に通うことで親よりも早く日本に適応するケースでは、子どもが親のサポーターの役割を担う関係が形成されることで親が子どもに依存したり、あるいは子どもが親を劣位にみなして言うことを聞かなくなったりする（国際移住機関（IOM）2008）など、親子関係にも軋みが生じることもある。

5) 日本の子育て家庭の課題の影響

2008年10月、OECDは「Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries」において、OECD加盟国における子どもの相対的貧困率を公表した。この調査では、日本における子どもの貧困率の高さが示された。それがきっかけとなり、日本では決して深刻な社会問題として認識していなかった貧困問題に多くの人が関心を抱くところとなった。しかし、子どもの相対的貧困率は、国際比較においては突出して高いまま（内閣府 2014）今に至っている。

日本では、子どもの貧困率の高さは親の国籍にかかわらず、女性や母子世帯の貧困率の高さとも強い関係にある。日本における母子世帯の母親の貧困率も、先進国のなかで突出して高い（内閣府 2014）。この偏りは当然、外国人も対象となる。宮島（2013）は、外国人の子どもが経験しやすい「三重の剥奪」

を指摘している。それらは、第1には「子どもの位置する家庭の経済的な貧しさ」であり、第2に「家族生活の危機と関係性の貧困」そして第3は「学校教育への参加からの排除」である。宮島は、これらの剥奪が金銭的貧困、そして金銭的貧困に付随する機会の貧困、時間的貧困、関係性の貧困などに変換されることにより、子ども達はさらなる剥奪に曝されることになるとする。

宮島が指摘する子どもに対する剥奪は、親が経験する様々な「貧しさ」や「排除」とも相関関係にあり、その貧しさの根底にある日本社会が解決することができていない子育て家庭への支援の不足、そして母子世帯の生活困難への支援の不足との関係は無視できない。外国人ゆえに経験しやすい貧困のみならず、女性ゆえに経験しやすい貧困、そして貧困のなかで就労と子育てを両立する困難も全て経験しやすい立場になるのが移住外国人女性であり、その結果、彼女らの子どもも福祉的課題に対して脆弱性が高くならざるを得ないといえる。

II. 考 察

1. 国内外の不利な構造に身をおく移住外国人女性

移住外国人女性にみられるストレスについて、中嶋ら（2013）は①言語や文化、ジェンダー要因などによる夫婦間・家族間ストレス②移民の受け入れ側となる社会での外国人への偏見・差別③移住先での

生活水準や不安定な経済基盤④生活情報の入手・就業困難などを挙げる。中嶋らも触れるように、日本における移住外国人女性の困難の特性は、国際社会、そして日本社会の構造的な問題それぞれの影響を複層的に受けながら形成される点である（図2）。国際社会においては、移住者という不安定な立場、そして国際社会全般で女性が経験するジェンダー不利や暴力被害を経験する。それに加え、日本社会の構造に基づく、移住者ゆえの言葉・文化上のハンディ、資源アクセス困難、そして貧困の偏りと共に、日本社会のジェンダーや暴力被害に対しても脆弱となっている。さらには、日本社会の未解決問題である、子育て家庭への支援の不足や母子世帯への貧困の偏りなども出現する。彼女らの脆弱性に対しジェンダーが影響を与える点は国際社会、日本社会それぞれにおいて共通しているが、日本社会に固有のジェンダー不利、そして子育て支援環境の欠落や子どもの貧困を招く母子世帯への貧困の偏りなどが加わることが、日本に固有の移住外国人女性の脆弱性を形成しているといえる。

山岸（2012）は、外国人としての認知、国籍、親権、教育、虐待などの養育問題、離婚に伴う在留資格の変更やオーバーステイに関連する制度と女性の権利保障の問題、そしてDVの被害者としての問題が女性の生活において多層的に出現する状況を「移住女性が抱える複合的な課題」としており、「移

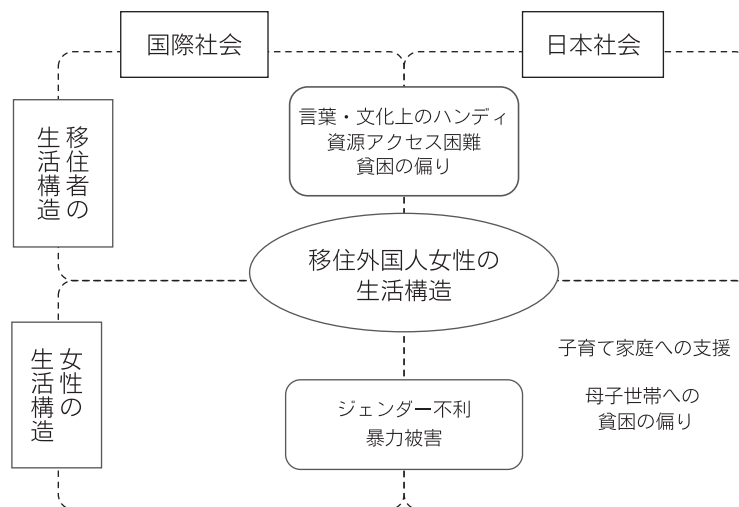


図2. 移住外国人女性の脆弱性の構造

（筆者作成）

住外国人女性が抱える複合的な課題は外国人ゆえ、あるいは女性ゆえといった単一の要因がもたらすのではなく、社会やジェンダーに起因する課題が絡み合いながら引き起こす問題として捉えるべきである」との視点に立つ。諸文献、そして山岸の指摘は、外国人ゆえに経験せざるを得ない課題への着目が必要である一方で、彼女らが抱える課題を「その問題は外国人ゆえに直面する言葉や文化の違いが引き起こす」点のみに対し帰結することの危険性を示唆しているともいえる。日本社会において移住外国人女性の脆弱性が高いことの根拠は「外国人である」点だけにあるのではなく、「国際社会における移民、そして女性としての脆弱性」、「日本社会における移民、あるいは外国人、そして移住外国人女性ゆえの脆弱性」、そして「日本の子育ての担い手という立場がもたらす脆弱性」といった要素が複合的に絡むことにより、女性の生活上の様々な制限や弱さを生み出しているのである。それゆえに、多文化共生を目指した地域社会づくり、あるいはジェンダー要因の改善といった策のみによって彼女らの脆弱性の改善を目指すのは難しく、日本社会において日本人の子どもや母親が経験している課題の解決により移住外国人女性の課題解決がなされうるという視点に基づき、従来の支援を検討するべきであろう。

2. 支援への示唆

日本における子育て家庭への支援や保育の保障、母子世帯に対する経済的支援の不足は、移住外国人女性が抱える脆弱性の根底をなすととらえ、日本における外国人の不利と支援の不足、外国人女性のみを対象とした支援を拡充するのではなく、子育て家庭全般、そして母子世帯への支援などを拡充することが移住外国人女性への支援において重要であると考える。そのうえで、移住外国人女性、そして外国人を対象とした施策の拡充を組み合わせしていく必要がある。従来の支援実践においては、外国人支援を行う NGO や NPO、ボランティア団体に依存してきた経緯がある（日本社会福祉士会 2012）が、行政による子ども家庭支援のなかで、移住外国人女性や子どもへの支援を展開したうえで、こうした非営利

団体が外国人固有の不利や構造に働きかけるような支援を展開することが必要であると思われる。

歴史的にみれば、日本は家族の問題に対し公的機関が介入することに積極的な社会ではない。児童虐待防止法が成立したのは 2000 年、そして配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）が成立したのは 2001 年であり、いずれも歴史は浅い。かつ、外国人支援施策の拡充の歴史も同様に浅く、本格的な動きがみられたのは 2000 年代後半とあってよいだろう（日本社会福祉士会 2012）こうした状況下で、日本において先行事例に関する情報が十分に得られる状況には至っていないが、諸外国ではすでに様々な施策を導入している（Kawar 2004）。諸外国の先行事例に学びつつ、移住外国人女性が経験している具体的課題に対し、母子保健、教育、福祉それぞれの立場において、施策、サービスそのもの、そして情報アクセスについても従来の取り組みの検証とそれらの改善を重ねることが求められる。国内においても、いわゆる外国人集住地域では価値ある取り組みが多く存在する。これらを共有しつつ、日本社会に必要な支援を構築するべきである。

まとめ

日本における移住外国人女性の問題も、様々なレベルで女性を不利な状況に追い込む要素が出現しており、課題が複合化し、生活課題を深刻なものにしている。日本にすでに存在しているジェンダー問題、そして子どもや女性がおかれる貧困問題といった日本社会の課題解決なしに外国人の子ども家庭の課題の解決は困難であることを指摘した。もともとは異なる文化・社会基盤に基づいた生活にあっても、来日して定住すれば外国人も日本の社会構造に取り込まれ、日本人が直面する生活困難も同様に経験する。そこに外国人ゆえの生活上の様々なハンディが加わることが女性の生活課題を固有かつ複雑なものにするのである。

外国人の来日や定住は今後も大きく減少するとは考えにくい。そして、男女ともに世界的には経済的に豊かな国への移住労働を目指す潮流がある以上、

外国人女性が日本に移住すること自体は今後も続くと思われる。その際に、送り出し国と移住先国、男女間の力関係や構造の問題に対し、如何に社会として準備できるかが求められている。近年は、介護・看護の領域において外国人の受け入れの議論が活発化している。こうした職業もまた、女性が担ってきた分野の労働であり、介護や看護の仕事を選択するなかで、日本での定住や結婚へ進む女性もいるであろう。

移住外国人女性の出身国の事情、そして日本のなかの地域特性も状況に影響を与える要素であり、そうした多様性を踏まえた提言に及ばない点が本研究の限界である。国内の地域差や来日外国人の個性を含めて脆弱性の構造、及び支援実践例を検討していくことを今後の継続的課題としたい。

文 献

- Camarota, S. A. (2015). Welfare Use by Immigrant Households with Children, Center for Immigration Studies. <http://cis.org/Welfare-Use-Legal-Illegal-Immigrant-Households>. 2016. 9. 11.
- Carballo, M., Grocutt, M. and Hadzihasanovic, A. (1996) 「Women and migration: a public health issue」 *World Health Statistics Quarterly*. 49(2), 158-64.
- 外務省 (2016) 『第7回・第8回・第9回政府報告に関する人種差別撤廃委員会の最終見解』 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060749.pdf>. 2016. 9. 11.
- 初瀬龍平 (2009) 「人権と国際結婚」『アジア・太平洋人権レビュー 2009』8-15. 現代人文社.
- Hofmann, E. T. and Buckley, C. J. (2013). Global Changes and Gendered Responses: The Feminization of Migration From Georgia, *International Migration Review*. 47(3), 508-538.
- 堀田正央 (2008) 「外国人母子支援のための母子保健関連サービス向上に関する研究」『埼玉学園大学紀要 (人間学部篇)』8, 129-137.
- 法務省 (2015) 『平成 27 年版 出入国管理』 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00067.html. 2016. 9. 7.
- 法務省 (2016a) 『報道発表資料 (平成 28 年 3 月 11 日) 平成 27 年末現在における在留外国人数について (確定値)』 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00057.html. 2016. 8. 8.
- 法務省 (2016b) 「平成 27 年版『出入国管理』」 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00067.html. 2016. 9. 1.
- 法務省 (2016c) 『在留外国人統計 2015 年 12 月末』 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001150236>. 2016.8.8.
- 法務総合研究所 (2013) 『研究部報告 51 来日外国人少年の非行に関する研究 (第 2 報告)』 http://www.moj.go.jp/housouken/housouken_03_00071.html. 2016. 4. 5.
- 移住労働者と連帯する全国ネットワーク・女性プロジェクト (2011) 『移住 (外国人) 女性 DV 施策に関する自治体調査と提言』移住労働者と連帯する全国ネットワーク・女性プロジェクト.
- International Organization for Migration (2014). UN Documents 69th Session, https://www.iom.int/sites/default/files/UN_Documents/69th_Session/N1448855.pdf. 2015. 12. 3.
- 門美由紀・三本松政之 (2006) 「外国籍住民の生活課題への臨床福祉的アプローチ-外国人労働者集住都市にみる複合的多問題をめぐって」『立教大学コミュニティ福祉学部紀要』8, 109-124.
- 鍛冶 致 (2007) 「中国出身生徒の進路規定要因-大坂の中国帰国生徒を中心に」『教育社会学研究』80, 331-349.
- 嘉本伊都子 (2009) 「日本における国際結婚」『アジア・太平洋人権レビュー 2009』19-30. 現代人文社.
- Kawar, M. (2004). Gender and Migration: Why are Women more Vulnerable? *Femmes en mouvement*. 9. 71-87.
- 児島 明 (2008) 「在日ブラジル人の若者の進路選択過程-学校からの離脱/就労への水路づけ」『和光大学現代人間学部紀要』1, 55-72.
- 国際移住機関 (IOM) (2008) 『日本におけるベトナム難民定住者 (女性) についての適応調査』国際移住機関.
- 厚生労働省 (2013) 「社会保障審議会児童部会第 3 回ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会母子生活支援施設における支援について 資料 2 大塩委員提出資料」 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000336oi-att/2r985200000336pz.pdf>. 2015. 12. 10.
- 厚生労働省 (2015) 『『人口動態調査 (上巻 婚姻 第 9.

- 19 表 夫妻の国籍別にみた年次別婚姻件数百分率/上巻 離婚 第 10. 13 表 夫妻の国籍別にみた年次別離婚件数及び百分率』政府統計の総合窓口」<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=0000101028897>. 2016. 1. 25.
- Le Goff, le M. (2016). Feminization of migration and trends in remittance, *Banque de France*. France IZA World of Labor. <http://wol.iza.org/articles/feminization-of-migration-and-trends-in-remittances-1.pdf>. 2016. 7. 6.
- Lee, S. and Piper, N. (2013) *Understanding Multiple Discrimination against Labour Migrants in Asia: An Intersectional Analysis*. Friedrich-Ebert-Stiftung. Dept. for Asia and the Pacific.
- 毎日新聞『人保護所 外国人保護 1900 人超 5 年間 人身取引, DV から』(2015 年 12 月 27 日 東京版朝刊) <http://mainichi.jp/articles/20151227/ddm/041/040/099000c>. 2016. 1. 10.
- 南野奈津子 (2013) 「外国人保護者への保育支援に関する一考察—家庭的保育事業の可能性の模索」『法政大学大学院紀要』72, 177-186.
- 南野奈津子 (2015) 「近年における多文化子育て家庭の課題及び支援に関する研究動向」『法政大学大学院紀要』74, 113-122.
- 南野奈津子 (2016) 「移住外国人女性における国際離婚と子育てに関する研究」『法政大学大学院紀要』76, 61-75.
- 三田村徳美・山崎瑞紀 (2010) 「異文化を背景に持つ親子が抱える問題に関するインタビュー調査」『東京都市大学 環境情報学部 情報メディアセンタージャーナル』11, 143-148.
- 宮島喬 (2013) 「外国人の子どもにみる三重の剥奪状態」『大原社会問題研究所雑誌』657, 3-18.
- Molcho, M., Cristini F., Gabhainn S. N., Santinello M., Moreno C, Matos M. G., Bjarnason T., Baldassari D. and Due P. (2010) 「Health and well-being among child immigrants in Europe」*Eurohealth*. 16(1), 20-23.
- 内閣府 (2014) 『平成 26 年版 子ども・若者白書』<http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h26honpen/index.html>. 2016. 3. 3.
- 中嶋和夫・尹靖水・近藤理恵 (2013) 『グローバル時代における結婚移住女性とその家族の国際比較研究』学術出版会.
- 中谷礼美・須藤とみゑ・橋本康男ほか (2006) 「異文化を背景とする子どもたちへの教育支援に関する研究」『広島大学留学生教育』10, 43-58.
- 日本社会福祉士会 (2012) 『滞日外国人支援の実践事例から学ぶ多文化ソーシャルワーク』中央法規.
- 小川玲子・王増勇・劉曉春 (2010) 『東南アジアから東アジアへの国際移動と再生産労働の変容 KFAW 客員研究員研究報告書』アジア女性研究・国際フォーラム. 18-38.
- 近江美保 訳 (2010) 「資料: 女性移住労働者に関する一般勧告第 26 号」『国際女性』24, 159-167.
- Raj, A. and Silverman, J. G. (2003). Immigrant South Asian Women at Greater Risk for Injury From Intimate Partner Violence, *Public Health*. 93(3), 435-437.
- Rubin, J., Rendall, M. S., Rabinovich L., Tsang, F., Van Oranje-Nassau, C. and Janta, B. (2008) *Migrant women in the European labour force: Current situation and future prospects*. RAND Corporation.
- 賽漢卓娜 (2009) 「周縁化される中国人女性の結婚移民」『アジア・太平洋人権レビュー 2009』57-67. 現代人文社.
- 佐竹眞明 (2009) 「フィリピン・日本結婚のありようどこじれ: 日本男性の変化と離婚を中心に—」『アジア・太平洋人権レビュー 2009』32-44. 現代人文社.
- 齋藤百合子・バタヤ・ルアンケーオ (2009) 「外国籍女性とその子ども達の社会包摂—福岡県のフィリピン人およびタイ人女性の多文化共生—」『アジア女性交流・研究フォーラム』39-54.
- Segal, U. A. and Mayadas, N. S. (2005) 「Assessment of Issues Facing Immigrant and Refugee Families」*Child Welfare*. 84(5), 563-83.
- 関口知子 (2007) 「移動する家族と異文化間に育つ子どもたち—CCK/TCK 研究動向」『南山短期大学紀要』35, 205-232.
- 総務省統計局 (2015) 「政府統計の総合窓口 人口動態調査 2015 年 婚姻」<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001157966>. 2016. 9. 11.
- Stewart, D. E., Gagnon, A. J., Merry, L. A., and Dennis, C. L. (2012) 「Risk Factors and Health Profiles of Recent Migrant Women Who Experienced Violence Associated with Pregnancy」*Women's Health*. 21(10), 1100-1106.
- 高橋里亥・古川洋子・正木紀代子ほか (2007) 「滋賀県における在日ブラジル人女性の妊娠・出産・産後のケ

- アに対する調査』『人間看護研究』5, 57-71.
- 武田真由美 (2007) 「A 県における在日外国人の子育てニーズに関する探索的研究－在日外国人保護者、行政担当者、支援者へのインタビュー調査より」『(高田眞治名誉教授追悼号) 関西学院大学社会学部紀要』103, 115-127.
- 武田里子 (2011) 『ムラの国際結婚再考－結婚移住女性と農村の社会変容』めこん.
- 田村太郎 (2012) 「内閣官房「外国人との共生社会」実現検討会議 (第 3 回) 提出資料 3 外国人が生活する「現場」での課題, 取り組みについて～NPO, 当事者コミュニティの取り組みを中心に～」 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyousei/dai3/siryou3.pdf>. 2016. 6. 9.
- 寺田喜美代 (2009) 「外国人 DV 被害者に対するソーシャルワーク実践に関する考察－母子生活支援施設における被害者支援の聞き取り調査から」『ソーシャルワーク研究』35(3), 198-204.
- 鶴岡章子 (2008) 「在日外国人母の妊娠・出産および育児に伴うジレンマの特徴」『千葉看会誌』14(1), 115-123.
- 于 濤 (2008) 「Y 市における外国人児童生徒に対する教育支援体制に関する考察－同化教育からの脱却に注目して」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』2(1), 91-102.
- United Nations (2007). *Feminization of Migration 2007, United Nations Instraw working paper 1*. http://www.renate-europe.net/wp-content/uploads/2014/01/Feminization_of_Migration-INSTRAW_2007.pdf#search=ferminization+Of+migration+2007+instraw. 2016. 8. 3.
- United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division (2015a) *International Migration Report 2015: highlights*. http://www.un.org/en/development/desa/population/migration/publications/migrationreport/docs/MigrationReport2015_Highlights.pdf#search='International+migrant+Report2015%3Ahighlights'. 2016. 9. 12.
- United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division (2015b) *International migrant stock 2015: maps*. <http://www.un.org/en/development/desa/population/migration/data/estimates2/estimatesmaps.shtml?2t2>. 2016. 9. 12.
- 山岸素子 (2012) 「移住女性が直面する複合的な課題－地域における支援とネットワーク活動の現場から」『国際人権ひろば』105, 102.
- Yinger, N. V. (2006). *Feminization of Migration, Population Reference Bureau*. <http://www.prb.org/Publications/Articles/2006/TheFeminizationofMigration.aspx>. 2016. 9. 5.

(みなみの なつこ 福祉社会学科)